# 第六章 附錄

## 壹、參考法條

### 一、德國

##### （一）憲法

**威瑪憲法**

1. 第118條第1項：

「任何德國人皆有在一般法律之界限範圍內以語言、文字、印刷品、圖畫或其他方式自由發表意見之權利。勞動或雇用關係不得妨礙前揭權利，且任何人不得應行使前揭權利而受歧視。」

1. 第129條第1項：

「除法律有特別規定外，公務員為終身職。退休金與遺屬津貼以法律定之。公務員之既得權不得侵害。公務員之財產法上請求權之法律救濟途徑應受保障。」

1. 第130條第1項：「公務員為國民全體，而非為黨派服務。」
2. 第130條第2項：「所有公務員之政治信念自由與結社自由受保障。」

**基本法**

1. 第17a條第1項：「對於軍隊中之人員或服替代役者於服役期間內，以語言、文字或圖畫發表與散播意見之權利(第5條第1項第1句前段)、集會自由(第8條)、請願權(第17條)以及在團體中與其他人共同提出請求或申訴之權利，得以關於兵役或替代役之法律限制之。」
2. 第33條第4項：「國家之經常性任務中涉及高權之行使者，原則上應委由處於公法上勤務與忠誠關係之公務人員為之。」
3. 第33條第5項：「關於公務員之法律，應斟酌職業公務員制度之傳統原則。」

##### （二）公務員法

1. 帝國公務員法第10條：「任何帝國公務員皆有義務依其良心符合憲法與法律地執行其所受託付之職務，並且以其職務內、外之行為適切地表現出其職業上所應有之尊嚴。」
2. 聯邦公務員法第52條第1項；公務員基準法第35條第1項第1、2句：

「公務員為國民全體，而非為政黨服務。其應不偏私且適當地履行其任務，且其職務之執行必須考慮公眾之福祉。」

1. 聯邦公務員法第52條第2項；公務員基準法第35條第1項第3句：

「公務員應以其全部行為信仰並致力於維持基本法下之自由民主的基本秩序。」

1. 聯邦公務員法第53條；公務員基準法第35條第2項：「公務員從事政治活動時，應遵守基於其為國民全體服務之地位及其職務上義務之考慮所導出之慎重與節制義務。」
2. 聯邦公務員法第54條；公務員基準法第36條：「公務員應為其職業奉獻全部心力。其應無私地基於良心執行職務。其行為不分職務內、外，皆應適於其職業所要求之尊重與信賴。」
3. 聯邦公務員法第77條第1項；公務員基準法第45條第1項：「公務員有責地違反其義務者，構成失職。公務員之職務外行為，如依個案狀態在特別之限度內顯示出足以嚴重影響對於其職務之尊重與信賴或公務員之威望者，為失職行為。」

##### （三）其他法律

**法官法**

1. 第39條：「法官不分職務內、外，也包括從事政治活動時，其行為不得損及對其獨立性之信賴。」

**軍人法**

1. 第8條：「軍人應尊重基本法下之自由民主之基本秩序，並以其全部行為致力於此基本秩序之維持。」
2. 第10條第6項：「軍官與士官於職務內、外發表言論時，為維護其身為長官之信賴，應保持必要之節制。」
3. 第15條第1項：
4. 「軍人在職務中不得從事有利或不利於特定政治路線之活動。軍人與同袍交談中表達自己意見之權利不受影響。」
5. 第15條第2項：「在營區或軍事設施中於休閒時間之自由發表意見之權利，以同袍間之基本規則為其界限。軍人應注意其行為以免共同職務受到嚴重干擾。軍人特別不得以政治團體之宣傳員身分演講或散播文字為政治團體宣傳，或者以政治組織之代表者身分從事工作。軍人相互間之尊重不得被危及。」
6. 第15條第3項：「軍人參加政治活動時不得著軍服。」
7. 第15條第4項「具有長官身分之軍人不得為了贊成或反對一政治意見而影響其部屬。」
8. 第17條第2項：「軍人之行為應符合對聯邦國防軍之威望及其軍人身分所必須之尊重與信賴。」

**聯邦職員團體協約**

1. 第8條第1項第1句：「職員應如公務員所受期待者一般，而從事其行為。」

### 二、美國

##### （一）聯邦政治活動法 (the Hatch Act)

**§ 7321.  Political participation (參與政治)**It is the policy of the Congress that employees should be encouraged to exercise fully, freely, and without fear of penalty or reprisal, and to the extent not expressly prohibited by law, their right to participate or to refrain from participating in the political processes of the Nation.

**§ 7322.  Definitions (定義)**For the purpose of this subchapter [[5 USCS §§ 7321](http://www.lexis.com/research/buttonTFLink?_m=5a3f913de786e0e66bb6024ba654c50f&_xfercite=%3ccite%20cc%3d%22USA%22%3e%3c%21%5bCDATA%5b5%20USCS%20%a7%207322%20%5d%5d%3e%3c%2fcite%3e&_butType=4&_butStat=0&_butNum=2&_butInline=1&_butinfo=5%20USC%20%20) et seq.]--   
   (1) "employee" means any individual, other than the President and the Vice President, employed or holding office in--   
      (A) an Executive agency other than the General Accounting Office;   
      (B) a position within the competitive service which is not in an Executive agency; or   
      (C) the government of the District of Columbia, other than the Mayor or a member of the City Council or the Recorder of Deeds;   
   but does not include a member of the uniformed services;   
   (2) "partisan political office" means any office for which any candidate is nominated or elected as representing a party any of whose candidates for Presidential elector received votes in the last preceding election at which Presidential electors were selected, but shall exclude any office or position within a political party or affiliated organization; and   
   (3) "political contribution"--   
      (A) means any gift, subscription, loan, advance, or deposit of money or anything of value, made for any political purpose;   
      (B) includes any contract, promise, or agreement, express or implied, whether or not legally enforceable, to make a contribution for any political purpose;   
      (C) includes any payment by any person, other than a candidate or a political party or affiliated organization, of compensation for the personal services of another person which are rendered to any candidate or political party or affiliated organization without charge for any political purpose; and   
      (D) includes the provision of personal services for any political purpose.

**§ 7323.  Political activity authorized; prohibitions (被授權參與的政治活動;禁令)**(a) Subject to the provisions of subsection (b), an employee may take an active part in political management or in political campaigns, except an employee may not--   
   (1) use his official authority or influence for the purpose of interfering with or affecting the result of an election;   
   (2) knowingly solicit, accept, or receive a political contribution from any person, unless such person is--   
      (A) a member of the same Federal labor organization as defined under section 7103(4) of this title or a Federal employee organization which as of the date of enactment of the Hatch Act Reform Amendments of 1993 [enacted Oct. 6, 1993] had a multicandidate political committee (as defined under section 315(a)(4) of the Federal Election Campaign Act of 1971 [(2 U.S.C. 441a](http://www.lexis.com/research/buttonTFLink?_m=2bc3d8dbde203368e5c7c74f44f7602d&_xfercite=%3ccite%20cc%3d%22USA%22%3e%3c%21%5bCDATA%5b5%20USCS%20%a7%207323%20%5d%5d%3e%3c%2fcite%3e&_butType=4&_butStat=0&_butNum=2&_butInline=1&_butinfo=2%20USC%20%20)(a)(4)));   
      (B) not a subordinate employee; and   
      (C) the solicitation is for a contribution to the multicandidate political committee (as defined under section 315(a)(4) of the Federal Election Campaign Act of 1971 [(2 U.S.C. 441a](http://www.lexis.com/research/buttonTFLink?_m=2bc3d8dbde203368e5c7c74f44f7602d&_xfercite=%3ccite%20cc%3d%22USA%22%3e%3c%21%5bCDATA%5b5%20USCS%20%a7%207323%20%5d%5d%3e%3c%2fcite%3e&_butType=4&_butStat=0&_butNum=3&_butInline=1&_butinfo=2%20USC%20%20)(a)(4))) of such Federal labor organization as defined under section 7103(4) of this title or a Federal employee organization which as of the date of the enactment of the Hatch Act Reform Amendments of 1993 [enacted Oct. 6, 1993] had a multicandidate political committee (as defined under section 315(a)(4) of the Federal Election Campaign Act of 1971 [(2 U.S.C. 441a](http://www.lexis.com/research/buttonTFLink?_m=2bc3d8dbde203368e5c7c74f44f7602d&_xfercite=%3ccite%20cc%3d%22USA%22%3e%3c%21%5bCDATA%5b5%20USCS%20%a7%207323%20%5d%5d%3e%3c%2fcite%3e&_butType=4&_butStat=0&_butNum=4&_butInline=1&_butinfo=2%20USC%20%20)(a)(4))); or   
   (3) run for the nomination or as a candidate for election to a partisan political office; or   
   (4) knowingly solicit or discourage the participation in any political activity of any person who--   
      (A) has an application for any compensation, grant, contract, ruling, license, permit, or certificate pending before the employing office of such employee; or   
      (B) is the subject of or a participant in an ongoing audit, investigation, or enforcement action being carried out by the employing office of such employee.   
    
(b) (1) An employee of the Federal Election Commission (except one appointed by the President, by and with the advice and consent of the Senate), may not request or receive from, or give to, an employee, a Member of Congress, or an officer of a uniformed service a political contribution.   
   (2) (A) No employee described under subparagraph (B) (except one appointed by the President, by and with the advice and consent of the Senate), may take an active part in political management or political campaigns.   
      (B) The provisions of subparagraph (A) shall apply to--   
         (i) an employee of--   
            (I) the Federal Election Commission;   
            (II) the Federal Bureau of Investigation;   
            (III) the Secret Service;   
            (IV) the Central Intelligence Agency;   
            (V) the National Security Council;   
            (VI) the National Security Agency;   
            (VII) the Defense Intelligence Agency;   
            (VIII) the Merit Systems Protection Board;   
            (IX) the Office of Special Counsel;   
            (X) the Office of Criminal Investigation of the Internal Revenue Service;   
            (XI) the Office of Investigative Programs of the United States Customs Service;   
            (XII) the Office of Law Enforcement of the Bureau of Alcohol, Tobacco, and Firearms; or   
            (XIII) the National Imagery and Mapping Agency; or   
         (ii) a person employed in a position described under section 3132(a)(4), 5372, 5372a, or 5372b of title 5, United States Code.   
   (3) No employee of the Criminal Division of the Department of Justice (except one appointed by the President, by and with the advice and consent of the Senate), may take an active part in political management or political campaigns.   
   (4) For purposes of this subsection, the term "active part in political management or in a political campaign" means those acts of political management or political campaigning which were prohibited for employees of the competitive service before July 19, 1940, by determinations of the Civil Service Commission under the rules prescribed by the President.   
(c) An employee retains the right to vote as he chooses and to express his opinion on political subjects and candidates.

**§ 7324.  Political activities on duty; prohibition (在工作崗位上的政治活動;禁令)**(a) An employee may not engage in political activity--   
   (1) while the employee is on duty;   
   (2) in any room or building occupied in the discharge of official duties by an individual employed or holding office in the Government of the United States or any agency or instrumentality thereof;   
   (3) while wearing a uniform or official insignia identifying the office or position of the employee; or   
   (4) using any vehicle owned or leased by the Government of the United States or any agency or instrumentality thereof.   
(b) (1) An employee described in paragraph (2) of this subsection may engage in political activity otherwise prohibited by subsection (a) if the costs associated with that political activity are not paid for by money derived from the Treasury of the United States.   
   (2) Paragraph (1) applies to an employee--   
      (A) the duties and responsibilities of whose position continue outside normal duty hours and while away from the normal duty post; and   
      (B) who is--   
         (i) an employee paid from an appropriation for the Executive Office of the President; or  (ii) an employee appointed by the President, by and with the advice and consent of the Senate, whose position is located within the United States, who determines policies to be pursued by the United States in relations with foreign powers or in the nationwide administration of Federal laws.

**§ 7325.  Political activity permitted; employees residing in certain municipalities (允許參加的政治活動;住在特定市區的公務人員)**The Office of Personnel Management may prescribe regulations permitting employees, without regard to the prohibitions in paragraphs (2) and (3) of section 7323(a) and paragraph (2) of section 7323(b) of this title, to take an active part in political management and political campaigns involving the municipality or other political subdivision in which they reside, to the extent the Office considers it to be in their domestic interest, when--   
   (1) the municipality or political subdivision is in Maryland or Virginia and in the immediate vicinity of the District of Columbia, or is a municipality in which the majority of voters are employed by the Government of the United States; and   
   (2) the Office determines that because of special or unusual circumstances which exist in the municipality or political subdivision it is in the domestic interest of the employees and individuals to permit that political participation.

**§ 7326.  Penalties (罰則)**An employee or individual who violates section 7323 or 7324 of this title shall be removed from his position, and funds appropriated for the position from which removed thereafter may not be used to pay the employee or individual. However, if the Merit System Protection Board finds by unanimous vote that the violation does not warrant removal, a penalty of not less than 30 days' suspension without pay shall be imposed by direction of the Board.

### 三、日本

##### （一）憲法

**日本国憲法**

1、第十五条第二項

すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

2、第七十六条第三項

すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び

法律にのみ拘束される。

##### （二）公務員法

**国家公務員法**

1、第二条

国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。

特別職は、次に掲げる職員の職とする。

一　内閣総理大臣

二　国務大臣

三　人事官及び検査官

四　内閣法 制局長官

五　内閣官房副長官

五の二　内閣危機管理監

五の三　内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官

六　内閣総理大臣補佐官

七　副大臣及び法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官

七の二　大臣政務官及び長官政務官

八　内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの

九　就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員

十　宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律又は人事院規則で指定する宮内庁のその他の職員

十一　特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、政府

代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び

随員

十一の二　日本ユネスコ国内委員会の委員

十二　日本学士院会員

十二の二　日本学術会議会員

十三　裁判官及びその他の裁判所職員

十四　国会職員

十五　国会議員の秘書

十六　防衛庁の職員（防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第六

十一条第一項に規定する審議会等の委員及び調停職員等で、人事院規則で指

定するものを除く。）

十七　独立行政法人通則法 （平成十一年法律第百三号）第二条第二項 に規

定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員

この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定がなされない限り、特別職に属する職には、これを適用しない。

政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に対し俸給、給料その他の給与を支払つてはならない。

前項の規定は、政府又はその機関と外国人の間に、個人的基礎においてなされる勤務の契約には適用されない。

2、第八十二条

職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一　この法律若しくは国家公務員倫理法 又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項 の規定に基づく訓令及び同条第四項 の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合

二　職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三　国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

3、第一百零二条

職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

職員は、公選による公職の候補者となることができない。

職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

4、第一百一十条

左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。…

十九　第百二条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

**人事院規則十四—七（政治的行為）**

法及び規則中政治的行為の禁止又は制限に関する規定は、臨時的任用として勤務する者、条件付任用期間の者、休暇、休職又は停職中の者及びその他理由のいかんを問わず一時的に勤務しない者をも含むすべての一般職に属する職員に適用する。ただし、顧問、参与、委員その他人事院の指定するこれらと同様な諮問的な非常勤の職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）が他の法令に規定する禁止又は制限に触れることなしにする行為には適用しない。

法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は、すべて、職員が、公然又は内密に、職員以外の者と共同して行う場合においても、禁止又は制限される。

法又は規則によつて職員が自ら行うことを禁止又は制限される政治的行為は、すべて、職員が自ら選んだ又は自己の管理に属する代理人、使用人その他の者を通じて間接に行う場合においても、禁止又は制限される。

法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は、第六項第十六号に定めるものを除いては、職員が勤務時間外において行う場合においても、適用される。

法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。政治的目的をもつてなされる行為であつても、第六項に定める政治的行為に含まれない限り、法第百二条第一項の規定に違反するものではない。

一　規則一四―五に定める公選による公職の選挙において、特定の候補者を支持し又はこれに反対すること。

二　最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査に際し、特定の裁判官を支持し又はこれに反対すること。

三　特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。

四　特定の内閣を支持し又はこれに反対すること。

五　政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること。

六　国の機関又は公の機関において決定した政策（法令、規則又は条例に包含されたものを含む。）の実施を妨害すること。

七　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基く地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと。

八　地方自治法に基く地方公共団体の議会の解散又は法律に基く公務員の解職の請求に関する署名を成立させ若しくは成立させず又はこれらの請求に基く解散若しくは解職に賛成し若しくは反対すること。

法第百二条第一項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

一　政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。

二　政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し又は提供せずその他政治的目的をもつなんらかの行為をなし又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益を得若しくは得ようと企て又は得させようとすることあるいは不利益を与え、与えようと企て又は与えようとおびやかすこと。

三　政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し又はなんらの方法をもつてするを問わずこれらの行為に関与すること。

四　政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払うこと。

五　政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参与し若しくはこれらの行為を援助し又はそれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。

六　特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること。

七　政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。

八　政治的目的をもつて、第五項第一号に定める選挙、同項第二号に定める国民審査の投票又は同項第八号に定める解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること。

九　政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参与すること。

十　政治的目的をもつて、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を援助すること。

十一　集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。

十二　政治的目的を有する文書又は図画を国又は特定独立行政法人の庁舎（特定独立行政法人にあつては、事務所。以下同じ。）、施設等に掲示し又は掲示させその他政治的目的のために国の庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用させること。

十三　政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。

十四　政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること。

十五　政治的目的をもつて、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること。

十六　政治的目的をもつて、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること。

十七　なんらの名義又は形式をもつてするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。

この規則のいかなる規定も、職員が本来の職務を遂行するため当然行うべき行為を禁止又は制限するものではない。

各省各庁の長及び特定独立行政法人の長は、法又は規則に定める政治的行為の禁止又は制限に違反する行為又は事実があつたことを知つたときは、直ちに人事院に通知するとともに、違反行為の防止又は矯正のために適切な措置をとらなければならない。

**地方公務員法**

1、第三条

地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

特別職は、左に掲げる職とする。

一　就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二　地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

一の三　地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二　法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

三　臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四　地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五　非常勤の消防団員及び水防団員の職

2、第二十九条

職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一　この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二　職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三　全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

3、第三十六条

職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、左に掲げる政治的行為をしてはならない。但し、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

一　公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

二　署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

三　寄附金その他の金品の募集に関与すること。

四　文書又は図画を地方公共団体の庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

五　前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

##### 

##### （三）其他法律

**地方公営企業法**

1、第三十九条第二項

企業職員（政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。）については、地方公務員法第三十六条の規定は、適用しない。

**地方公営企業労働関係法**

1、第十七条第二項

地方公営企業法第三十九条第二項の規定は、前項に規定する職員（同法第三十九条第二項 の政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。）について準用する。

**裁判所法**

1、第四十九条

裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定めるところにより裁判によつて懲戒される。

1. 第五十二条第一号

裁判官は、在任中、左の行為をすることができない。

一　国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。

**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律**

1、第三十七条第一号

委員長、委員及び命令を以て定める公正取引委員会の職員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をすることができない。

一　国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること

**警察法**

1、第十条第三項

委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2、第四十二条第二項、第三項

委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは常勤の職員又は地方公務員法第二十八条の五第一項 に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

**自衛隊法**

1、第六十一條

隊員は、政党又は政令で定める政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除くほか、政令で定める政治的行為をしてはならない。

隊員は、公選による公職の候補者となることができない。

隊員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

2、第一百十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

一　第六十一条第一項の規定に違反した者

**自衛隊法施行令（昭和二十九年六月三十日政令第179号）**

1、第八十六条

法第六十一条第一項に規定する政令で定める政治的目的は、次の各号に掲げるものとする。

一　衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員、農業委員会の委員又は海区漁業調整委員会の委員の選挙において、特定の候補者を支持し、又はこれに反対すること。

二　最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査において、特定の裁判官を支持し、又はこれに反対すること。

三　特定の政党その他の政治的団体を支持し、又はこれに反対すること。

四　特定の内閣を支持し、又はこれに反対すること。

五　政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対すること。

六　国又は地方公共団体の機関において決定した政策（法令に規定されたものを含む。）の実施を妨害すること。

七　地方自治法に基く地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ、又は成立させないこと。

八　地方自治法に基く地方公共団体の議会の解散又は法律に基く公務員の解職の請求に関する署名を成立させ、若しくは成立させず、又はこれらの請求に基く解散若しくは解職に賛成し、若しくは反対すること。

2、第八十七条

法第六十一条第一項に規定する政令で定める政治的行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　政治的目的のために官職、職権その他公私の影響力を利用すること。

二　政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し、又は提供せず、その他政治的目的を持つなんらかの行為をし、又はしないことに対する代償又は報酬として、任用、職務、給与その他隊員の地位に関してなんらかの利益を得若しくは得ようと企て、又は得させようとし、あるいは不利益を与え、与えようと企て、又は与えようとおびやかすこと。

三　政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費若しくはその他の金品を求め、若しくは受領し、又はなんらの方法をもつてするを問わず、これらの行為に関与すること。

四　政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え、又は支払うこと。

五　政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参与し、又はこれらの行為を援助すること。

六　特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること。

七　政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、若しくは配布し、又はこれらの行為を援助すること。

八　政治的目的をもつて、前条第一号に掲げる選挙、同条第二号に掲げる国民審査の投票又は同条第八号に掲げる解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること。

九　政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し、若しくは指導し、又はこれらの行為に積極的に参与すること。

十　政治的目的をもつて、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること。

十一　集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。

十二　政治的目的を有する文書又は図画を国の庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他政治的目的のために国の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

十三　政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し、若しくは配布し、又は多数の人に対して朗読し、若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し、又は編集すること。

十四　政治的目的を有する演劇を演出し、若しくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること。

十五　政治的目的をもつて、政治上の主義主張又は政党その他政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これに類するものを製作し、又は配布すること。

十六　政治的目的をもつて、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し、又は表示すること。

十七　なんらの名義又は形式をもつてするを問わず、前各号の禁止又は制限を免かれる行為をすること。

前項各号に掲げる行為（第三号の場合においては、前項第十六号に掲げるものを除く。）は、次の各号に掲げる場合においても、法第六十一条第一項に規定する政治的行為となるものとする。

一　公然又は内密に隊員以外の者と共同して行う場合

二　自ら選んだ又は自己の管理に属する代理人、使用人その他の者を通じて間接に行う場合

三　勤務時間外において行う場合

**教育公務員特例法**

1、第二十一条の四

公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国立学校の教育公務員の例による。

前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法第百十条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。

**教育基本法**

1、第八条

良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

**義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保**

1、第三条

何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体（以下「特定の政党等」という。）の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。

2、第四条

前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

**公職選挙法**

1、第八十九条

国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員（特定独立行政法人の役員及び職員を含む。次条及び第103条第3項において同じ。）は、この限りでない。

一　内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。）及び大臣政務官（長官政務官を含む。）

二　技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者で、政令で指定するもの

三　専務として委員、顧問、参与、嘱託員その他これらに準ずる職にある者で臨時又は非常勤のものにつき、政令で指定するもの

四　消防団長その他の消防団員（常勤の者を除く。）及び水防団長その他の水防団員（常勤の者を除く。）

五　地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第2項に規定する職員で、政令で指定するもの。

衆議院議員の任期満了による総選挙又は参議院議員の通常選挙が行われる場合においては、当該衆議院議員又は参議院議員は、前項本文の規定にかかわらず、在職中その選挙における公職の候補者となることができる。地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙が行われる場合において当該議員又は長がその選挙における公職の候補者となる場合も、また同様とする。

第1項本文の規定は、同項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる者並びに前項に規定する者がその職に伴い兼ねている国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人の役員若しくは職員たる地位に影響を及ぼすものではない。

2、第九十条

前条の規定により公職の候補者となることができない公務員が、第86条第1項から第3項まで若しくは第8項、第88条の2第1項若しくは第9項、第86条の3第1項若しくは同条第2項において準用する第86条の2第9項前段又は第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項新しくは第8項の規定による届出により公職の候補者となつたときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日に当該公務員たることを辞したものとみなす。

3、第九十一条

第86条第1項又は第8項の規定により候補者として届出のあつた者（候補者届出政党の届出に係るものに限る。）が、第88条又は第89条の規定により公職の候補者となることができない者となつたときは、当該届出は、取り下げられたものとみなす。

第86条第2項、第3項若しくは第8項又は第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項若しくは第8項の規定により公職の候補者として届出のあつた者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）が、第88条又は第89条の規定により公職の候補者となることができない者となつたときは、その候補者たることを辞したものとみなす。

衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選挙）議員の選挙において、衆議院名簿登載者又は参議院名簿登載者が第88条又は第89条の規定により公職の候補者となることができない者となつたときは、その者は、公職の候補者たる衆議院名簿登載者又は参議院名簿登載者でなくなるものとする。

4、第百三十六条

左の各号に掲げる者は、在職中、選挙運動をすることができない。

一　中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員

二　裁判官

三　検察官

四　会計検査官

五　公安委員会の委員

六　警察官

七　収税官吏及び徴税の吏員

5、第百三十六条の二

次の各号の一に該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

一　国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人の役員若しくは職員

二　日本道路公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、水資源開発公団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員、首都高速道路公団、阪神高速道路公団若しくは本州四国連絡橋公団の管理委員会の委員、役員若しくは職員又は都市基盤整備公団の運営委員会の委員、役員若しくは職員（以下「公団等の役職員等」という。）

前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもつてする次の各号に掲ける行為又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）である同項各号に掲げる者が公職の候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもつてする次の各号に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

一　その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

二　その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

三　その地位を利用して、第199条の5（後援団体に関する寄附行為の禁止）第1項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

四　その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

五　公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申しいで、又は約束した者に対し、その代価として、その職務の執行に当たり、当該申しいで、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

6、第百三十七条

教育者（学校教育法 （昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

7、第二百二十六条

選挙に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選挙運動者に追随し、その居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、4年以下の禁錮に処する。

国若しくは地方公共団体の公務員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が選挙人に対し、その投票しようとし又は投票した被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）の表示を求めたときは、6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

8、第二百三十九条第一項第一号

次の各号の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第百二十九条、第百三十七条、第百三十七条の二又は第百三十七条の三の規定に違反して選挙運動をした者

9、第二百三十九条の二

国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人の役員又は職員及び公団等の役職員等（公職にある者を除く。）であつて、衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該公職の候補者となろうとするもので次の各号に掲げる行為をしたものは、第129条の規定に違反して選挙運動をした者とみなし、2年以上の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

一　当該公職の候補者となろうとする選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域。以下この項において「当該選挙区」という。）において職務上の旅行又は職務上出席した会議その他の集会の機会を利用して、当該選挙に関し、選挙人にあいさつすること。

二　当該選挙区において、その地位及び氏名（これらのものが類推されるような名称を含む。）を表示した文書図画を当該選挙に関し、掲示し、又は頒布すること。

三　その職務の執行に当たり、当該選挙区内にある者に対し、当該選挙に関し、その者に係る特別の利益を供与し、又は供与することを約束すること。

四　その地位を利用して、当該選挙に関し、国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人の役員又は職員及び公団等の役職員等をして、その職務の執行に当たり、当該選挙区内にある者に対し、その者に係る特別の利益を供与させ、又は供与することを約束させること。

第136条の2の規定に違反して選挙運動又は行為をした者は、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

## 貳、參考文獻

### 一、德國

1. Alexy, Robert:Theorie der Grundrechte, suhrkamp taschbuch wissenschaft 582, 2. Aufl. 1994.
2. Baltes, Joachim: Die Neutralität des Berufsbeamten. Exemplarische Bestimmung eines hergebrachten Grundsatzes des Berufsbeamtentums, 1973。
3. Battis, Ulrich: Art. 33 GG, in: Sachs (Hrsg.), Grundgesetz Kommentar, 1996.
4. Battis, Ulrich: Bundesbeamtengesetz, 2. Aufl. 1997.
5. Dittmeier, Robert / Rubenbauer, Alfred: Bundes-Angestelltentarifvertrag (BAT), 3. Aufl. 1992。
6. Erichsen, Hans-Uwe: Das Verwaltungshandeln, in: ders. (Hrsg.), Allgemeines Verwaltungsrecht, 11. Aufl. 1998, § 11 ff..
7. Frowein, Jochen: Die politische Betätigung des Beamten, 1967.
8. Grimm, Dieter: Der Staat in der kontinentaleuropäischen Tradition, in: ders, Recht und Staat der bürgerlichen Gesellschaft, 1987, S. 53 ff.。
9. Hesse, Konrad: Grundzüge des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland, 20. Aufl. 1995.
10. Isensee, Josef: Öffentlicher Dienst, in: Benda, Ernst / Maihofer, Werner / Vogel, Hans-Jochen (Hrsg.), Handbuch des Verfassungsrechts der Bundesrepublik, 2., neubearb. und erw. Aufl. 1995, § 32
11. Kokott, Juliane: Art. 17a GG, in: Sachs (Hrsg.), Grundgesetz Kommentar, 2. Aufl. 1999.
12. Kunig, Philip: Das Recht des öffentlichen Dienstes, in: Schmidt-Aßmann, Eberhard (Hrsg.), Besonderes Verwaltungsrecht, 10. Aufl. 1995, 6. Abschn..
13. Lecheler, Helmut: Der öffentliche Dienst, in: Isensee, Josef / Kirchhof, Paul (Hrsg.), Handbuch des Staatsrechts der Bundesrepublik Deutschland Band III, 1988, § 72.
14. Leuze, Dieter: Das allgemeine Persönlichkeitsrecht des Beamten, ZBR 1998, S. 187 ff..
15. Maurer, Hartmut: Allgemeines Verwaltungsrecht, 9. Aufl. 1994.
16. Merten, Detlef: Grundrechte und Besonderes Gewaltverhältnis, in: ders. (Hrsg.), Das besondere Gewaltverhältnis, 1985, S. 53 ff.
17. Pieroth, Bodo / Schlink, Bernhard: Grundrechte. Staatsrecht II, 13., völlig neubearb. Aufl. 1997.
18. Püttner, Günter: Grund- und Betriebsverhältnis, DÖV 1987, S. 190 ff..
19. Rupp, Hans Heinrich: Grundfragen der heutigen Verwaltungsrechtslehre, 1965
20. Schlaich, Klaus: Neutralität als verfassungsrechtliches Prinzip – vornehmlich im Kulturverfassungs- und Staatskirchenrecht, 1972.
21. Schmahl, Hermannjosef: Disziplinarrecht und politische Betätigung der Beamten in der Weimarer Republik, 1977.
22. Schmidt-Räntsch, Günter: Deutsches Richtergesetz, 5., neubearb. Aufl. 1995
23. Schnapp, Friedrich E.: Amtsrecht und Beamtenrecht. Eine Untersuchung über normative Strukturen des staatlichen Innenbereichs, 1977
24. Stern, Klaus: Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland Band I, 2. Aufl. 1984.
25. Wagner, Fritjof: Neutralität und öffentlicher Dienst, DÖD 1987, 65 ff..
26. Wagner, Fritjof: Beamtenrecht, 5. Aufl. 1997.
27. Weiß, Hans-Dietrich: Das Dienstvergehen der Beamten. Kritik und Neuvorschläge, 1971.
28. Weiß, Hans-Dietrich: Die Pflicht zur „Mäßigung“ und „Zurückhaltung“ bei „politischer Betätigung“ – Zur disziplinarrechtlichen Aufbereitung des objektiven Tatbestand des § 53 BBG, ZBR 1988, S. 109 ff

### 

### 二、美國

Bodner, Bruce, Constitutional Rights --United States Supreme Court Gives Public Employers Greater Latitude to Curb Public Employee Speech--Waters v. Churchill, 68 *Temp. L. Rev.* 461 (1994).

Bryant, Theresa J., May We Teach Tolerance? Estalblishing the Parameters of Academic Freedom in Public Schools, 60 *U. Pitt. L. Rev.* 579,596 (1999).

Carr, Captain John A., USAF, Free Speech in the Military Community: Striking a Balance Between Personal Rights and Military Necessity, 45 *A. F. L. Rev.* 303, 338 (1998).

Case, H. Manley, Project on the Merit Systems Protection Board: the Civil Service Reform Act of 1978: Article: Federal Employee Job Rights: The Pendleton Act of 1883 to the Civil Service Reform Act of 1978, 29 *How. L. J.* 283 (1986).

Ehrmann, Henry W., *Comparative Legal Cultures* (1976).

Fahey, James G., Note and Comment: United States v. National Treasury Employees Union: Restrictions on Free Speech of Government Employees and the Re-Balancing of Pickering, 15 *St. Louis U. Pub. L. Rev.* 555 (1996).

Fish, C., *The Civil Service and Patronage* (Harvard Press 1920).

Gely, Rafael & Chandler, Timothy D., Restricting Public Employees' Political Activities: Good Government or Partisan Politics? 37 *Hous. L. Rev.* 775 (2000).

Hemingway, Charles W., A Review of Recent Decisions of the United States v. National Treasury Employees Union: Constitutional Tensions Between the Government as Employer and the Citizens as Federal Employee, 44 *Am. U. L. Rev.* 2231(1995).

Johnson, Jaimie, Note, O'Hare Truck Serv., Inc. v. City of Northlake: Further Limiting the Spoils of the Victor, 14 *Ga. St. U. L. Rev.* 489 (1998).

Magness, William H., Comment, "Un-Hatching" Federal Employee Political Endorsements, 134 *U. Pa. L. Rev.* 1497 (1986).

Northup, Nancy, Note: Local Nonpartisan Elections, Political Parties and the First Amendment, 87 *Colum. L. Rev.* 1677 (1987).

Zweigert, Konrad & Kötz, Hein, *Introduction to Comparative Law* (1998).

Developments in the Law-Public Employment, 97 *Harv. L. Rev.* 1611, 1619 (1984).

Act of Aug. 2, 1939, Pub. L. No. 76-252, 53 Stat. 1147 (1939).

1. AFI 51-902, Political Activities by Members of the US Air Force (Jan. 1, 1996).

Air Force Regulation 35-1(9) (1971).

Air Force Regulation 35-15(3)(a) (1970).

Hatch Act Reform Amendments of 1993, Pub. L. No. 103-94, 2, 107 Stat. 1001, 1001-04 (1993) (彙編於5 U.S.C. 7321-7326 (1994)).

18 U.S.C. 602-3, 18 U.S.C. 601,606, 18 U.S.C. 607, 18 U.S.C.597, 18 U.S.C. 600, 18 U.S.C. 594, 18 U.S.C. 610, 18 U.S.C. 608, 18 U.S.C. 592, 18 U.S.C. 593, 18 U.S.C. 596, 18 U.S.C. 609.

59 Fed. Reg. 48, 765, 48, 773 (1994) (彙編於5 C. F. R. 734.306 (a) (1995)).

The Public School Code, 24 Pa. C. S. A.@ 1-101及以下條文.

軍事司法統一法典 (The Uniform Code of Military Justice), Manual for Courts-Martial, United States (1995 ed.).

1. Department of Defense Directive 1344.10, Political Activities by Members of the Armed Forces on Active Duty (June 15, 1990).
2. Major General Hawley, Bryan G., TJAG Policy Number 10, Political Activities by Air Force Military Personnel (1998 Revision).

Barth v. Philadelphia School District, 393 Pa. 557, 143 A. 2d 909, 912 (1958).

Brown v. Glines, 444 U.S. 348, 354 (1980).

Cary v. Board of Educ., 427 F. Supp. 945, 949 (D. Colo. 1977), aff'd, 598 F.2d 535 (10th Cir. 1979)).

Connick v. Myers, 461 U.S. 138 (1983).

Elrod v. Burns, 427 U. S. 347 (1976).

1. Epperson v. Arkansas, 393 U.S. 97, 107 (1968).

Ethredge v. Hail, 56 F.3d 1324 (11th Cir. 1995).

1. Keyishian v. Board of Regents of the Univ. of New York, 385 U.S. 589, 605-06 (1967).
2. Martin v. Mott, 25 U.S. (12 Wheat.) 19, 35, 6 L.Ed. 537 (1827)).

Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390 (1923).

1. Parker v. Levy, 417 U.S. 733, 744 (1974).

Pickering v. Board of Educ., 391 U.S. 563, 568 (1968).

Sanjour v. Environmental Protection Agency, 56 F. 3d 85 (D.C. Cir. 1995).

Schlesinger v. Councilman, 420 U.S. 738, 757 (1975)).

Solorio v. United States, 483 U.S. 435, 447 (1987).

Susan Castle, et al. v. Colonial School District, et al., 933 F. Supp. 458 (1996).

Sweezy v. New Hampshire, 354 U.S. 234,236 (1957).

United States v. National Treasury Employees Union, 115 S. Ct. 1003 (1995).

United States v. Priest, 45 C.M.R. 338, 344 (C.M.A. 1972).

Department of Defense Directive 1344.10. (<http://www>.usarak.army.mil/ig/ political\_activities.htm.).

Federal Hatch Act Advisory: Solicitation of Services From Subordinate Employees, October 16, 1996. (<http://www.osc.gov/documents/fha-06.htm>.).

Federal Hatch Act Advisory: Elected Official Accepting Federal Employment, December 30, 1998. (<http://www.osc.gov/documents/fha-21.htm>.).

Federal Hatch Act Advisory: Solicitation of Services From Subordinate Employees, October 16, 1996. (<http://www.osc.gov/documents/fha-06.htm>.).

Federal Hatch Act Advisory: Taking a Leave of Absence to Work on a Campaign, May 8, 1996. (http:// [www.osc.gov/documents/fha-04.htm](http://www.osc.gov/documents/fha-04.htm).).

Federal Hatch Act Advisory: Restricted Employee Working on a Campaign, March 20, 1996. (http:// [www.osc.gov/documents/fha-03.htm](http://www.osc.gov/documents/fha-03.htm).).

Federal Hatch Act Advisory: Restricted Employee Becoming a Member of a Partisan Political Group, October 16, 1997. (<http://www.osc.gov/documents/fha-12.htm>.).

U.S. Office of Special Counsel Seeks Removal of New York Employee for Hatch Act Violation, press release. ([http://www.osc.gov/documents/press/2001/ pr01\_08.htm](http://www.osc.gov/documents/press/2001/pr01_08.htm).).

U.S. Office of Special Counsel Seeks Removal of Government Attorney, Charging Him with Three Hatch Act Violations, press release. ([http://www.osc.gov/ documents/press/2001/pr01\_23.htm](http://www.osc.gov/documents/press/2001/pr01_23.htm).).

U.S. Office of Special Counsel Files Petition Seeking Order of Removal against Air Traffic Controller, Charging Him with Two Hatch Act Violations, press release. ([http://www.osc.gov/documents/press/2001/ pr01\_26htm](http://www.osc.gov/documents/press/2001/pr01_26htm).).

U.S. Office of Special Counsel Announces MSPB Decision Ordering Removal of Washington State Employee in Hatch Act, press release, July 9, 2001. (http:// www. osc.gov/documents/press/2001/ pr01\_15.htm.).

U.S. Office of Special Counsel Announces MSPB Decision Ordering Removal of D.C. School Teacher in Hatch Act Case, press release, May 7, 2001. (<http://www>. osc.gov/documents/press/2001/pr01\_12.htm.).

U.S. Office of Special Counsel Seeks Disciplinary Action in two Hatch Act Cases and Obtains Disciplinary Action Decision in a Third Hatch Act Case, press release, February 15, 2001. (<http://www>.osc.gov/documents/press/2001/pr01\_06.htm.).

U.S. Office of Special Counsel Announces Orders Removing Postal Service Letter Carriers in Two Hatch Act Cases, press release, March 2, 2001. (<http://www.osc.gov/documents/press/2001/pr01_10.htm>.).

### 三、日本

1. 芦部信喜，《憲法学　Ⅱ — 人権総論》，有斐閣，1994
2. 同氏，《憲法叢說　２ — 人権と統治》，信山社出版，1995
3. 伊藤正己，《憲法　新版》，弘文堂，平成7年（1995）
4. 栗田久喜／柳　克樹　編，《注解法律学全集　５ — 国家公務員法．地方公務員法》，青林書院，1977
5. 佐藤　功，公務員と基本的人権，公法研究，第33号（1971），頁72
6. 同氏，《日本国憲法概說》，学陽書房，平成3年（1991）
7. 塩野　宏，《行政法　Ⅰ》，第二版增補，2000
8. 同氏，《行政法　Ⅲ — 行政組織法》，第二版，2001
9. 初宿正典，《憲法２　基本権》，成文堂，1996
10. 樋口陽一／佐藤幸治／中村睦男／浦部法穂，《注解法律学全集　２ — 憲法　Ⅰ》，青林書院，1994
11. 同氏等，《注解法律学全集　２ — 憲法　Ⅱ》，青林書院，1997
12. 同氏等，《注解法律学全集　２ — 憲法　Ⅲ》，青林書院，1998
13. 法学協会　編，《註解日本国憲法　上》，有斐閣，1953
14. 宮澤俊義　著，芦部信喜　補訂，《全訂日本国憲法》，日本評論社，第二版，1987

### 四、我國

##### （一）書籍

1. 法治斌、董保城，【中華民國憲法】，空大出版，88年9月修訂再版
2. 陳新民，【中華民國憲法釋論】，三民書局，88年10月修正3版
3. 李惠宗，【憲法要義】，敦煌書局，88年二版
4. 許志雄、陳銘洋、蔡茂寅、周志宏、蔡宗珍，【現代憲法論】，元照出版，89年9月二版
5. 朱建民，「威瑪憲法」，【世界各國憲法大全】第2冊，國民大會出版，54年
6. 吳庚，【行政法之理論與實用】，作者自刊，88年6月增訂5版
7. 陳敏，【行政法總論】，作者自刊，88年12月二版
8. 李震山，【行政法導論】，三民書局，88年10月修訂新版
9. 張家洋，【行政法】，三民書局，80年5版
10. 蔡良文，【行政中立與政治發展】，五南書局，87年9月初版
11. 翁岳生，＜論特別權力關係之新趨勢＞，收於氏著，【行政法與現代法治國家】，第五版，1985，頁131以下
12. 許宗力，＜行政處分＞，翁岳生編，【行政法2000(上冊)】，第二版，2000，頁448以下。
13. 林明鏘、蔡茂寅，＜公務員法＞，翁岳生編，【行政法2000（上）】，翰蘆出版，89年7月
14. 法治斌，＜行政法律關係與特別權力關係＞，翁岳生編，【行政法2000（上）】，翰蘆出版，89年7月
15. 陳新民，＜論人民基本權利之限制＞，收於氏著，【憲法基本權利之基本理論(上)】，1990。
16. 銓敘部主編，【公務員行政中立法專輯】，84年5月
17. 公務人員保障暨培訓委員會編印，民國86年6月24日保訓會召開，【公務人員保障法制研討會】會議實錄。
18. 行政院人事行政局，【公務人員行政中立規範之研究】報告，82年2月
19. 吳庚、許志雄、湯德宗、林明鏘，【公務人員保障法制問題之研究期末報告】，87年3月
20. 月旦法學雜誌主辦，＜專題企劃－建立行政中立法座談會＞，【月旦法學雜誌】10期，85年2月
21. 【立法院公報】85卷55期
22. 陳新民評釋、李建良編著，【基本人權與憲法裁判】，永然憲政系列，81年11月
23. 陳慈陽，【憲法規範性與憲政現實性】，翰蘆出版，86年9月

##### （二）期刊、論文

1. 林文益，＜公務人員行政中立之研究＞，政治大學公共行政研究所碩士論文，許濱松指導，80年
2. 趙義德，＜政黨平等原則之研究＞，中興大學法研所碩士論文，李震山指導，84年
3. 陳耀祥，＜政黨法律地位之研究—以德國法為中心＞，輔仁大學法研所碩士論文，翁岳生指導，80年
4. 顏宏斌，＜從公法學觀點論公務員政治活動＞，中興大學法研所碩士論文，城仲模指導79年
5. 張桐銳，＜法官的政治活動—從德國法制經驗檢討我國法制化的取向＞，台灣大學法研所碩士論文，許宗力指導，81年
6. 徐崑明，＜論公務人員保障制度－以美國法之比較為中心＞，政治大學法研所碩士論文，法治斌指導，89年
7. 盛子龍，＜比例原則作為規範違憲審查的準則－西德聯邦憲法法院判決及學說之研究＞，台大法研所碩士論文，翁岳生指導，77年
8. 王作榮，＜談文官制度＞，【人事管理】28卷6期，80年6月
9. 許濱松，＜如何建立文官中立－從外國法制談起＞，刊於銓敘部主編，【公務員行政中立法專輯】，84年5月
10. 許濱松，＜英美公務員政治中立之研究－兼論我國公務員政治中立應有之作法（上）＞，【人事月刊】，84年4月
11. 許濱松，＜英美公務員政治中立之研究－兼論我國公務員政治中立應有之作法（下）＞，【人事月刊】，84年5月
12. 徐有守，＜公務人事制度的行政意義與政治意義＞，刊於銓敘部主編，【行政管理論文選輯第三輯】
13. 許宗力，＜建立行政中立法制研討會＞，月旦法學雜誌10期，85年2月
14. 陳德禹，＜文官中立之理論與實際（上）＞，【人事月刊】16卷1期，82年1月
15. 陳德禹，＜文官中立之理論與實際（下）＞，【人事月刊】16卷2期，82年2月
16. [陳德禹，＜行政中立問題之檢討＞，【重建行政體制】，79年4月](http://www.openfind.com.tw/cgi-bin/tw/webredir?url=http%3a%2f%2fwww%2emocs%2egov%2etw%2fmain%2ehtm)
17. 陳德禹，＜我國當前政治發展與行政中立問題＞，【理論與政策】5卷4期，80年7月
18. 陳德禹，＜行政中立之省思與建言＞，【公務人員月刊】64期，90年10月
19. 蔡良文，＜論行政中立法制建制的背景＞，【人事行政】118期，85年8月
20. 蔡良文，＜論行政中立法制建立應思考之問題＞，【人事月刊】19卷2期，83年8月
21. 蔡良文，＜論行政中立法制建立之立法設計＞，【人事月刊】20卷3期，84年3月
22. 蔡良文，＜行政中立法制 深度訪談意見之再評析（上）＞，【公務人員月刊】64期，90年10月
23. 郭哲光，＜制定公務員基準法有關問題之研究＞，刊於行政院人事行政局編印，【研究發展得獎選輯第18輯】，78年6月
24. 關中，＜行政中立與政黨政治＞，刊於銓敘部主編，【公務人員行政中立法專輯】，84年5月
25. 辜柏宏，＜公務人員行政中立之研究－公平理論之觀點＞，【人力發展月刊】77期，89年6月
26. 黃秀端，＜政黨與選舉＞，【中國論壇】28卷9期，78年6月
27. 洪雲霖，「從中共建黨理念析論黨政關係發展」，【人事行政】109期，83年5月
28. 陳桂華，「公務員行政中立之省思」，【人事管理】30卷1期，82年2月
29. 許濱松，＜如何建立文官中立＞，【人事月刊】7卷5期，77年11月
30. 陳新民，＜論憲法基本權利之限制（下）＞，政大法學評論36期
31. 許立一，＜文官行政中立－困境之檢視與概念的新詮＞，【行政學報】26期，84年12月
32. 江泯欽，＜論行政中立與公共利益（上）＞，【人事月刊】21卷4期，84年10月
33. 江泯欽，＜論行政中立與公共利益（中）＞，【人事月刊】21卷5期，84年11月
34. 趙其文，＜淺談常任文官的行政中立＞，【人事管理】36卷10期，88年11月
35. 銓敘部法規司，＜公務人員行政中立法草案簡述＞，【公務人員月刊】64期
36. 楊素娟，＜人事行政局人事行政革新研究委員會「公務人員行政中立規範之研究」紀實＞，【人事月刊】17卷6期，82年12月
37. 周世珍，＜我國公務人員政治參與之法律規範＞
38. 曾靜如，＜政治中立法草案之初探＞，【人事管理】35卷7期，87年7月
39. 李惠明，＜公務人員行政中立法草案簡析＞，【人事月刊】20卷1期，84年1月
40. 李碧昭，＜選舉激情過後談文官之保障＞，【人事月刊】20卷1期，84年1月
41. 施能傑，＜文官中立：從概念化到法制化＞，刊於銓敘部主編，【公務人員行政中立法專輯】，84年5月
42. 侯警芳，＜公務人員行政中立法草案簡介＞，刊於銓敘部主編，【公務人員行政中立法專輯】，84年5月
43. 黃錦堂，＜對行政中立法立法之若干思考＞，【月旦法學雜誌】10期，85年2月